

学校法人目白学園
目白大学・目白大学短期大学部
ガバナンス・コード

学校法人目白学園

2023年8月1日

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重・・・・・・・・ 2

1-1 建学の精神・理念

1-2 人材養成に係る目的

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）・・・・・・・・ 7

2-1 理事会

2-2 理事

2-3 監事

2-4 評議員会

2-5 評議員

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）・・・・・・・・ 12

3-1 学長

3-2 教授会

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）・・・・・・・・ 14

4-1 学生に対して

4-2 教職員等に対して

4-3 社会に対して

4-4 危機管理及び法令遵守

第5章 透明性の確保（情報公開）・・・・・・・・ 17

5-1 情報公開の充実

はじめに

1. 「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人目白学園(以下「本学園」という)は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学(短期大学部を含む。以下同様)づくりを進めていく。
- (2) 本学園は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 本学園は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 本学園は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

2. 「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」制定における指針
「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」は、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の5つの原則に基づき国民に対して宣言するものとする。

- (1) 大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重…建学の精神・理念等
- (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本(権限・役割の明確化)
- (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保…情報公開等

「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」は、日本私立大学協会が、学校法人(私立大学)の運営上の基本を示した日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に準拠して作成したものである。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期学部(以下「本学」という)は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、「学校法人目白学園 目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神・理念

(1) 建学の精神・理念

本学園の建学の精神・理念は次のとおりです。1923（大正12）年に創立された学校法人目白学園は100年余の伝統を有し、設置する各学校は、いずれも同じ基本理念によって支えられています。

学園創立者、佐藤重遠先生の示された建学の精神「主・師・親」がこれに当たります。

「主・師・親」は、『開目抄』に記されていますが、この書物の真意は「目を開くこと」、すなわち「迷妄を取り除いて真理に目覚めること」です。学校教育の目指すところも、まさにこの開目ということであるといえましょう。かねてから『開目抄』に感銘していた佐藤重遠先生は、自身の学校創立時の理想を最も適切に伝える言葉として、その冒頭に記されている「主・師・親」を選び、これをもって本学園の建学の精神と決めました。

「主・師・親」は、深遠な意味を含んだ語ですが、本学園では、この教えを通して次の三点を特に重視しています。

第一に、良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長すること。

第二に、自らを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚にものごとを学ぶ態度を養うこと。

そして第三に、人が互いに慈しみ育む場である家庭を大切にし、家族愛、人間愛の尊さ

を理解し実践すること。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

基本理念のもと、本学がここで学ぶ学生・生徒に修得して欲しいと願っている「人としての基本的資質」は、次の通りです。

1. 国家・社会への献身的態度
2. 真理探究の熱意
3. 人間尊重の精神

1-2 人材養成に係る目的

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 目白大学・目白大学短期大学部の教育目的及び研究目的

目白大学は、教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。すなわち、教育基本法等の教育法規、並びに建学の精神「主・師・親」に則り、国家・社会への献身的態度、真理探究への熱意、人間尊重の精神、幅広い教養と確かな専門性を身につける教育（本学が社会的使命として掲げている「育てて送り出す」教育）を実践する。このことを通して、将来、社会において創造的で自立的な市民となり、社会の発展に貢献していくことのできる人材を育成する。

目白大学短期大学部は、教育基本法及び建学の精神に基づき、幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は實際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする。

② 目白大学の人材養成に係る目的

ア 心理学部心理カウンセリング学科は、多様化した現代社会において、心理学の知識や技術を活かして、広く心理社会的課題の解決に貢献できる人材を養成する。

イ 人間学部人間福祉学科は、社会福祉の理論に加え、現場実習を通じて、高度な専門技術・知識及び福祉への熱意を持った人材を養成する。

ウ 人間学部子ども学科は、保育に関する専門的知識・技術を習得するとともに、それを支える豊かな人間性を有し、子どもの保育及び子育て家庭に対する支援を実践できる人材を養成する。

エ 人間学部児童教育学科は、児童理解の理論に加え、臨床的な学習の重視によ

り、児童の育成・支援に関わる高い実践力をもった人材を養成する。

オ 社会学部社会情報学科は、社会・生活諸領域に関する知識・技能を用いて、生活者の視点で社会的課題を解決し、社会及び生活の質的向上に向けて豊かな価値を創造できる人材を養成する。

カ 社会学部地域社会学科は、地域社会にある多様な課題を発見し、それらを解決に導く知識及び調査研究の技法を持ち、主体的な行動ができる人材を養成する。

キ メディア学部メディア学科は、現代社会におけるメディアの重要性を認識し、メディアに関する知識・活用能力を用いて社会の諸問題の解決に寄与しうる人材を養成する。

ク 経営学部経営学科は、経営管理、マーケティング及び会計学の分野における諸問題の発見能力とその解決能力を有する人材を養成する。

ケ 外国語学部英米語学科は、実用的英語運用能力を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。

コ 外国語学部中国語学科は、実用的中国語運用能力を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。

サ 外国語学部韓国語学科は、実用的韓国語運用能力を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。

シ 外国語学部日本語・日本語教育学科は、外国語としての日本語の視座から日本語を教授する技術・知識を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。

ス 保健医療学部理学療法学科は、身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、自立した日常生活が送れるよう支援する人材を養成する。

セ 保健医療学部作業療法学科は、生活機能に障害を持つ人に対し、諸機能の回復、維持又は開発を促す作業活動を用いて治療及び援助を行う人材を養成する。

ソ 保健医療学部言語聴覚学科は、ことばや聞こえ、摂食嚥下に障害のある人が豊かな生活が送れるよう、障害状態の評価並びに訓練及び指導などにより適切に支援できる人材を養成する。

タ 看護学部看護学科は、多様な健康ニーズに対応するため、科学的思考、協調性及び確実な技術を身につけ、新しい時代の医療を創造できる人材を養成する。

③ 目白大学短期大学部の人材養成に係る目的

ア 製菓学科は、製菓に関する専門的な知識・技術の習得を通して、観察力や創造力を有する感性豊かな人材を養成する。

イ ビジネス社会学科は、ビジネス社会に求められる実践的知識・技術の習得を通して、ビジネスに関する実務能力を有する有為な人材を養成する。

ウ 歯科衛生学科は、口腔衛生の専門職に求められる専門的な知識・技術の習得を通して、科学的な判断力や実務能力を有する有為な人材を養成する。

④ 目白大学大学院の人材養成に係る目的

ア 国際交流研究科は、人文社会科学の基盤的な教育研究を通じて国際貢献の実践者たる専門家を養成する。

イ 心理学研究科は、心理学の基礎的実践的な教育研究を通じて心理学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

ウ 経営学研究科は、経営学諸分野の基礎的実践的な教育研究を通じて経営学諸分野の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

エ 生涯福祉研究科は、福祉・保育・発達支援の基礎的実践的な教育研究を通じて福祉の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

オ 言語文化研究科は、言語文化・言語教育の基盤的な教育研究を通じ現代社会が生み出す諸問題に国際的観点から対応できる専門家を養成する。

カ リハビリテーション学研究科は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法リハビリテーション分野の基礎的実践的な教育研究を通じて、リハビリテーション学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

キ 看護学研究科は、看護学の基礎的実践的な教育研究を通じて看護学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し

- ウ 経営・ガバナンス強化策
- エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
- オ 財政基盤の安定化策
- カ 設置校の入学定員確保策
- キ 設置校の教育環境整備計画
- ク グローバル化、ICT化策
- ケ 計画実現のためのPDCA体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2012（平成27）年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

- ⑥ 役員（理事・監事）は、その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を

遂行します。

- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学園寄附行為および監事監査規則に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名ないし3名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人目白学園監事監査規則を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人目白学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監

事監査の機能の充実を図ります。

- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受け
- ④ 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄並びに借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
- ⑤ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ 収益事業に関する重要事項
- ⑪ 残余財産の処分に関する事項
- ⑫ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の教職員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校(旧目白商業学校及び目白女子商業学校を含む。)を卒業した者で満二十五歳以上の者のうちから、理事会において選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、「目白大学学長等の選考及び任期に関する規則」に基づき、「理事長が行う」とあり、「学校法人目白学園組織管理規則」において、「大学学長は、大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督し、大学を代表する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、目白大学・目白大学短期大学部それぞれの学則第1条に掲げる以下の目的、すなわち目白大学では、「教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。」、目白大学短期大学部では、「教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は實際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする。」を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。なお、大学院は目白大学と同様の目的です。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、「目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則」において「副学長は、学長の命を受け、学長の職務を補佐し、大学又は短期大学部の運営に関する重要事項を掌理し、特命学長補佐、学長補佐、研究科長、学部長、学科長、図書館長、学務部長、各種委員会等委員長、附属施設の長、各種センター組織規則に基づく各センターの長及び事務局等学内各部署を指導・監督する。」としています。副学長を複数名置く場合は、学長がそれぞれの担当職務を定めます。
- ② 学部長の役割については、「目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則」において「学部長は、学長の命を受け、当該学部の教育研究、学務、教務、学生指導、学生募集、入学試験、進路指導等及び人事管理に係る事項を掌理し、学科長を指導・監督

し、更に、大学全体の運営に参画するという立場に立って、他学部、研究科及び事務局を含む学内他部署との連絡調整を行い、当該学部の業務を統括する」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については目白大学・目白大学短期大学部それぞれの教授会規則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、三つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部ごとの三つのポリシー

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 役員に対し、研修や情報提供の機会を設け、その内容の充実に努めます。

イ 監事は毎年度策定する監査計画に則って実施した監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 三つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員の教育・研究活動について毎年度明示します。

イ 教員の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ 年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広

く提供します。

- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令に基づき、主体的に情報を発信していきます。公表する主な情報は以下のとおりです。また、法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により積極的に公開していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 中期的な計画
- キ 事業報告書

※内容例

- ① 法人の概要
 - ・学校法人としての住所・連絡先
 - ・理事・監事・評議員の氏名
 - ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等）
- ② 事業の概要
 - ・主な事業の目的・計画
- ③ 財務の概要
 - ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携並びに産学官連携

(3) 情報公開の工夫等

- ① Web 公開に加え、法令上各事務所に備え置きが必要な書類等については、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか説明方法も常に工夫します。